

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月会社A総合研究所（以下「会社」という。）に派遣社員として登録し、CADによる設計・施工図の作成、パソコンによるデータ入力等の業務に従事し、平成〇年〇月に一旦派遣登録を解除したが、同年〇月に同会社に再登録し、以降もいくつかの派遣先で同様の業務に従事した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月末までの予定でB会社（以下「派遣先事業場」という。）に派遣され、派遣先事業場がC発電所内で施行する「D設備設置のうち土木工事」（以下「本件工事」という。）において、現場の施工管理及びその付随業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、本件工事作業中に全身のしびれ、手の震え、不整脈の症状が出現したため同日E医院を受診し「急性大腸炎、下痢症、脱水症、慢性肝炎、嘔吐症」と診断され加療した。その後、手足のしびれが改善されず顔面のしびれ等の症状が出現したため、同年〇月〇日、F病院に転医し「神経炎の疑い、てんかん障害性発作の疑い」と診断され、同月〇日にはG病院に転医し「神経症」と診断された後、実家があるHに戻り、同年〇月〇日に転医したI病院において「身体表現性障害」と診断され、複数の医療機関で加療した。

請求人は、長時間労働及び上司からの叱責が原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求

人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるのであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によれば、請求人は平成〇年〇月下旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F45 身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。請求人の症状の経過及び医証等に照らし、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) まず、本件において、認定基準の「特別な出来事」の類型に示されている「心

理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」が認められるか否かを検討すると、請求人には、本件疾病発病のおおむね6か月前の平成〇年〇月頃に、本件工事とは異なる派遣先において、1か月間の時間外労働時間数が160時間を超える恒常的長時間労働が認められるが、本件疾病発病直前の1か月において同程度の時間外労働は認められず、「極度の長時間労働」に該当するとは認められない。また、本件資料からは、「心理的負荷が極度のもの」に該当する出来事も認められない。

(4) 次に、「特別な出来事以外」について、以下のとおり検討する。

請求人は、本件疾病の発病原因となった業務に関係する出来事として、本件工事において、①派遣前の面接時及び作業中に倒れた後に職場復帰した際に職場の上司から強い口調で叱責されたこと、②連続勤務や拘束時間が長く、仕事の内容が不慣れな作業であったことを主張している。

ア 上記(4)の①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかしながら、この叱責は、請求人の申述によれば、本件工事への派遣前の面接における請求人の懐中電灯の装備に関する質問に対して、J所長から「そんな暗いところで作業させてないだろう」と言われたこと、熱中症での職場復帰時にJ所長から「熱中症だったら2、3日もすれば治るだろう！治らないのはガッツがないからだ！」と言われたことであり、客観的にはトラブルとはいえない程度のものであることから、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 次に、上記(4)の②の出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

請求人は、通信・機械関係の書類作成業務は経験があり得意であるが、土木・建築関係の屋外での監督業務や測量業務については経験や知識がなく戸惑うことが多かったと申述し、そのことを派遣元の会社にも訴えている。この点、派遣先事業場関係者Kは「今までに経験したことがなかった請求人はずっと戸惑っている感じでした」と申述していることから、本件工事の業務内容と請求人の能力・経験との間にはギャップ等があったことがうかがえる。

また、請求人が本件工事に従事した平成〇年〇月〇日から同月〇日までの

1 か月の時間外労働は6 3時間3 0分であることが認められる。

以上のことから、本件工事における業務は、請求人にとって経験及び知識がなく困難なものであり、また、1 か月当たりおおむね4 5時間を超える時間外労働も認められることから、心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

なお、請求人は現場事務所に到着するまでに身体や持ち込み荷物のチェックに時間を要するため拘束時間が長かったと主張しているが、一般にL発電施設での就労は安全性を確保するため当該チェックは必要不可欠であって一定程度の拘束時間はやむを得ないものであり、また当該拘束時間中、就労もしていないことから、当該拘束時間を労働時間の過重性の判断に当たって考慮することは合理的ではなく、請求人の主張は採用することができない。

- (5) また、請求人は、本件疾病発病のおおむね2 か月前の平成〇年〇月に、クラゲ除去作業の安全管理・監督業務に従事し、1 か月間の連続勤務を行っていることが認められる。この出来事は、認定基準別表1の「2週間以上にわたって連続勤務を行った」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

当該業務は、発電所の取水口のクラゲ取り作業の管理・見回り業務であり、請求人は夜間勤務を担当しているものの、平日に時間外労働はなく、1日の拘束時間中に仮眠も含め2、3時間の休憩時間があったことや、過去に同業務の経験があり困難な業務ではなく負荷はなかったとの請求人の申述から、労働密度は低く、業務の困難性も認められないことから、心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

- (6) 以上にみたとおり、請求人の本件疾病発病前おおむね6 か月間における出来事は、心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が2つと「弱」となる出来事が1つであり、これらの出来事は関連して生じているものではないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。